多核種除去設備等処理水の放出に伴い 風評被害が発生した場合の賠償基準について【漁業】



- ・この賠償基準は、賠償金をお支払いする上で定める必要のある風評被害の確認方法や損害額の 算定方法等について、当社において検討した現段階の基本的な考え方を示したものです。
- ・これらの項目について、地域や業種の実情に応じた賠償を実施できるよう、今後も、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴し、十分に協議を重ねつつ、具体的な内容を定めてまいります。

2022年12月23日 東京電力ホールディングス株式会社

1. 風評被害が生じた場合の取り扱いの流れ

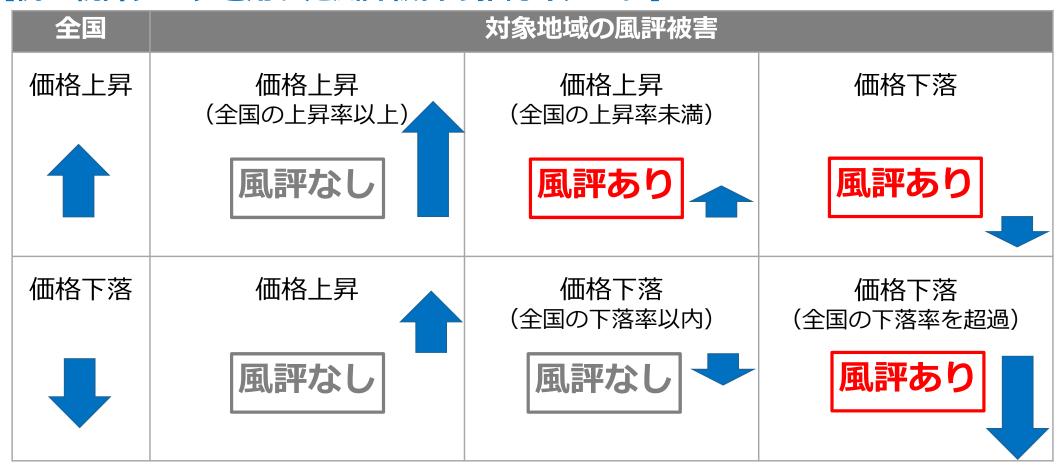
- ▶ ご請求をいただいた後、まずは、当社にて、統計データなどを活用して、対象地域における水産物の風評被害の有無を推認いたします。また、風評被害の確認にあたり、必要に応じて、対象地域における買い控えの状況などを確認させていただく場合があります。
- ➤ 風評被害が確認できた場合には、事業者さまごとにALPS処理水放出に伴う損害額を算 定し、適切に賠償させていただきます。

※ 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、 これ までと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

2.1 風評被害の確認方法

- ▶ 風評影響を受けた地域の水産物を消費者さまなどが敬遠される場合、需要が減少し、他の地域の水産物よりも価格が下落することが想定されます。
- ▶ このため、当社にて統計データを用いて、対象地域と全国の価格動向を比較し、水産物の風評被害の有無を推認させていただきます。

【例 統計データを用いた風評被害の推認イメージ】



2.2 風評被害の確認方法(補足事項)

- ▶ 消費者さまが敬遠される状況を把握するため、消費地市場の統計データをもとに、風評被害の有無を確認させていただきたいと考えております。
- ▶ なお、消費地市場の統計データ以外にも、参照するデータがあれば、扱いを検討させていただきたいと考えております。
- ▶ 参照する具体的な価格や比較方法等についても、引き続き、関係団体等の皆さまからご 意見を頂戴しながら決定してまいります。

【基本的な考え方】

統計データ

- ・消費地市場の統計データとしては、東京都中央卸売市場が公表している「市場統計情報(月報・年報)」を基本とさせていただきたいと考えております。
- ・上記データのみでは風評被害が推認できない場合等において、他に参照するデータがあれば、取り扱いについて検討させていただきます。

価格

- ・一般的には、風評被害は特定の魚種に発生するものではないと考えられるため、全魚種の平均 価格で推認することを基本とさせていただきたいと考えております。
- ・ただし、取引実態などを踏まえ、魚種別などによる風評被害の確認も検討させていただきます。

比較方法

- ・県全体を1つの対象地域として、当該県と全国を比較することを一つの考え方とさせていただき たいと考えております。
- ・取引実態などを踏まえ、対象地域を細分化することや、比較対象を特定の地域とすることについても検討させていただきます。

3.1 損害額の算定方法

- ➤ ALPS処理水の放出前後における水産物の価格下落額をもとに、損害額を算定する方法を 考えております。
- ▶ 算定式の各項目の具体的な扱いについては、引き続き、関係団体等の皆さまからご意見 を頂戴しながら決定してまいります。

【損害額の算定式】



- ※1 一定期間における収入全体をもとに損害額を算定することについて、検討させていただきたいと考えております。
- ※2 実情を踏まえた適切な設定方法について、検討させていただきます(詳細は6頁)。
- ※3 水産物の豊漁・不漁などの価格変動を適切に反映するため、全国的な価格変動を考慮することについて、検討させていただきます。
- ※4 原則、賠償額の上限は基準年の水揚金額となるため、基準年の水揚量を上限とさせていただきたいと考えておりますが、漁法、魚種等によっては基準年を上限とすることが適切ではない場合も考えられるため、こうした個別のご事情がある場合には、柔軟に対応することも検討させていただきます。
- ※5 市場手数料等、出荷に係る減少額は控除させていただきます。

損害額の算定方法(基準年・基準価格) 3.2

- ▶ 価格下落や売上減少には、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因も考えられま すが、ALPS処理水放出による損害を適切に賠償させていただきます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響の扱いは、引き続き、ご意見を伺ってまいります。

<基準年・基準価格の考え方>

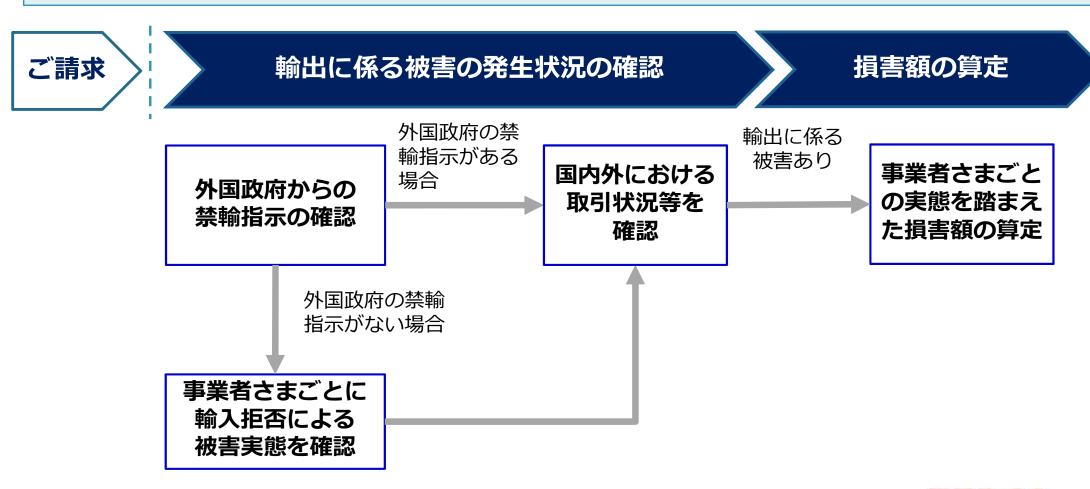
- 以下のような考え方を基本としつつ、実情を踏まえた適切なものとなるよう、関係団体等の皆さまか ら御意見を頂戴しつつ決定してまいります。
 - ①算定の基準とする基準価格は、 ALPS処理水放出前年の価格(請求月と同月)を基本として、漁業者 さまごとに設定させていただきたいと考えております。
 - ②上記①が適さない場合には、放出前複数年平均価格(請求月と同月)とさせていただくことなどを 検討させていただきたいと考えております。
 - ※基準価格については、エリアごとに設定すること、漁船漁業と養殖業に分けて設定すること、また、 漁船漁業の場合は、全魚種平均のほか、漁法別平均とすることなども、 ALPS処理水放出以降風評影 響の現れ方もみつつ、より被害の実態にあった設定についても検討させていただきます。

基準年		新型コロナ影響等の考え方	特記事項
(① 放出前年	基準年と同程度の影響がある ものと考えております ^{※2} 。	処理水放出前の前年(1年分)の取引 価格が分かる資料のご準備が必要とな ります。
	② 放出前複数年平均 (例:5中3平均 ^{※1})		処理水放出前の複数年の取引価格が分 かる資料のご準備が必要となります。

- 5中3平均:放出前5年中最高・最低を除く3年の平均価格のこと。
- 個別の魚種によっては、年度によって新型コロナウイルス感染症の影響が著しい場合もあるなど、様々なご事情 があることも考えられるため、引き続きご意見を伺ってまいります。 ©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved. TEPCO

4.1 輸出に係る被害の取り扱いの流れ

- ➤ ALPS処理水放出により諸外国からの禁輸措置などによって新たに損害が生じた場合には、外国政府からの禁輸指示等の内容や国内外の取引状況などを確認させていただき、輸出に係る被害の発生状況を確認させていただきます。
- ▶ その後、輸出に係る被害が確認できた場合には、事業者さまごとにALPS処理水放出に 伴う損害額を算定し、適切に賠償させていただきます。



4.2 輸出に係る被害の取り扱い(対象となる損害)

- ➤ ALPS処理水放出により諸外国からの禁輸措置などによって新たに生じた損害については、 必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。
- ▶ 損害額については、損害の内容に応じて算定させていただきます。

【輸出における損害の例】

<輸出先国以外での販売不能により生じた損害>

当該国以外に販売できないことにより生じた損害について、ご事情をお伺いし、適切に 賠償させていただきたいと考えております。

<輸出先国以外での販売に伴う価格下落等により生じた損害>

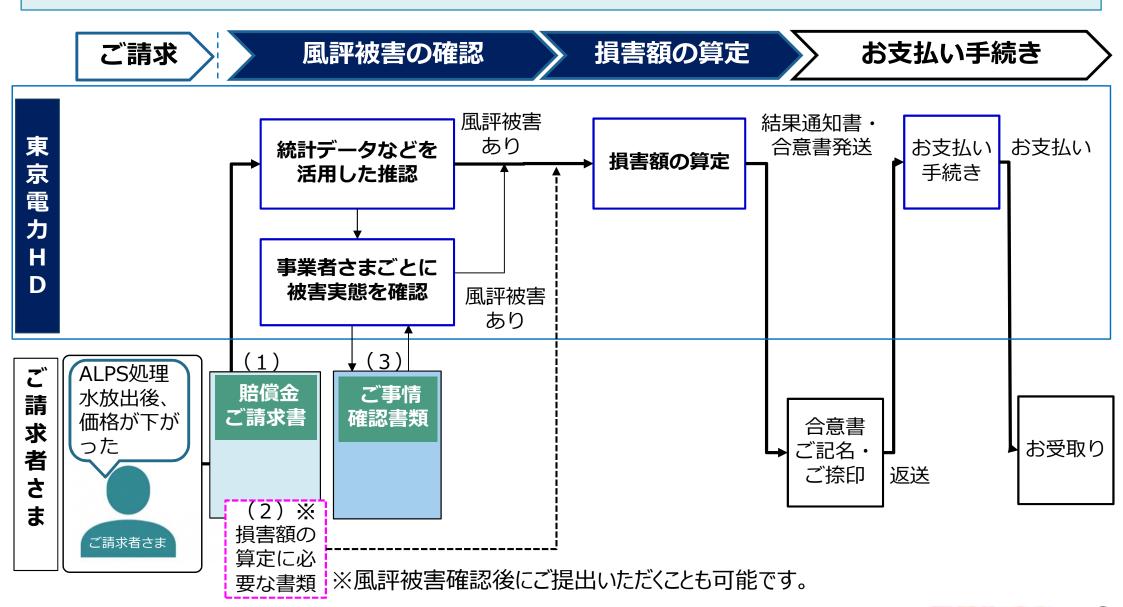
当該国以外に販売できたものの、価格下落等により生じた減収等に係る損害について、 ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

く追加的費用>

ALPS処理水放出による風評被害によってご負担を余儀なくされた費用については、ご事情をお伺いし、適切に賠償させていただきたいと考えております。

5.1 賠償金をお支払いするまでの流れ

➤ ALPS処理水放出後に、賠償のご請求をいただいた場合のお支払いまでの流れは以下の 通りです。



5.2 ご請求に関する取り扱い

- ➤ ALPS処理水放出に伴う風評被害のご請求にあたっては、これまでの賠償請求に比べて、 請求書等の簡素化に加えて、段階ごとに必要な書類をご提出いただくことも可能にする ことによって、ご負担軽減に繋げたいと考えております。
- ▶ ご請求期間の単位については、3ヶ月から12ヶ月までの期間をまとめてご請求いただけます。

【ご提出いただく書類とご提出時期】

ご提出いただく書類	用途	時期
(1)賠償金ご請求書	ご請求内容を確認するためにご準備いただきます。あわせて、身分などを証する書類など、最低限の書類(11頁①②③)を添えていただきます。	ご請求時
(2)損害額の算定に必要 な書類(決算書等)	損害額の算定に必要な書類(11頁④) を当社へご提出いただきます。	ご請求時または 風評被害を確認後
(3)ご事情確認書類	個別事情等を確認して風評被害の有無 を確認するためにご準備いただきます。	統計データなどを活 用しても風評被害が 推認できない時

(参考) ご請求にあたり ご準備いただきたい書類(例)

	ご確認させていただく項目	具体例※1
	①ご請求者さまの情報	住民票等の原本
共通	②ALPS処理水放出前から事業を営まれていること、および事業所の所在地	ALPS処理水放出前の納税証明書、確定申告書等
	③事業の実態	事業内容、漁協組合員名簿、動力漁船登録票等
	④基準年および対象年の売上	基準年および請求対象期間における水揚証明、販売仕切 書等
	基準年において該当輸出先国向け に輸出されていたことの証明	船荷証券、契約書、輸入拒否のプレス、インボイス(納 品書、送り状等)、梱包明細書、輸出許可証等
輸出に影 響が生じ た場合 ^{※2}	輸入拒否されたことの証明	輸入拒否をされたことが分かる取引先からの書面、外国 政府等の規制事実等
/C·测口	転売価額または廃棄の事実の証明	転売契約書、発注書、注文書、入金記録、廃棄証明書等
	費用の減少額の証明	転売等を行う前の費用がわかる契約書、原価明細書等
追加的 費用	追加的費用が発生した証明	出金およびその内容を確認できる書類(領収書、請求書 および金融機関の振込明細等)

^{※1} ご事情確認などに際し、上記以外の書類のご提出をお願いさせていただく場合がございますが、各項目の確認に際して、書類例を参考にご準備をお願いいたします。

^{※2} 輸出をする事業者さまが対象となります。